

II 現状と課題等

1 本県教育の現状

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、沿岸部を中心に極めて甚大な被害を受けるなど、本県の子供や社会を取り巻く環境は大きく変化しており、復興後を見据えた次代を担う人づくりが重要となる中で、教育が果たす役割はますます大きくなっている。

このような状況の中、本県においては、教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、平成29年3月に「第2期宮城県教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定したところであるが、基本計画では、本県教育を取り巻く社会の状況を次のとおり整理している。

- (1) 東日本大震災からの復興
- (2) 人口減少社会の到来と地方創生の推進
- (3) グローバル化の進展
- (4) ICT（情報通信技術）の進展
- (5) 雇用情勢の動向
- (6) 子供の貧困率の悪化
- (7) 家庭環境や地域社会の変化
- (8) 文化芸術・スポーツへの関心の高まり
- (9) 国の教育改革の動向

特に、国の教育改革の動向については、平成29年3月に小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、全ての教科等を、①知識及び技能・②思考力、判断力・表現力等・③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理し、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業の見直しや改善を行うこととされたほか、学校全体としてカリキュラム・マネジメントの確立が必要であるとされた。先行する道德の特別教科化による道德教育の充実や小学校高学年で外国語科を導入することによる外国語教育の充実などを含め、新たな学習指導要領の趣旨を踏まえながら、本県の教育施策を進めていく必要がある。

これらの本県教育を取り巻く社会の状況を踏まえ、基本計画では、本県教育の課題として次の項目を挙げている。

- (1) いじめ問題への対応
- (2) 不登校児童生徒の増加
- (3) 体力・運動能力の低下
- (4) 基礎的・基本的な学習内容の定着
- (5) 英語教育の推進
- (6) 教育の情報化の推進
- (7) 幼児教育の推進
- (8) 特別な支援を必要とする児童生徒の増加
- (9) 文化財の活用の促進
- (10) 防災体制の確立と次世代への継承
- (11) 教員の資質能力の向上と知識・技能の伝承
- (12) 家庭教育への支援
- (13) 地域の教育力の向上
- (14) 県民の学習ニーズを捉えた生涯学習の推進
- (15) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実

これらの中でも、特に、教員の資質能力の向上については、「学校教育は、教員の力に依拠するところが極めて大きいことから、教員の資質能力の向上を図るため、教員の養成・採用・研修に一貫して取り組むことが重要である」とされ、「本県教員の年齢構成から、今後、若手教員への知識・技能の伝承や、若年化するスクールリーダーの養成が必要である」とされるなど、それ自体が本県教育の課題として挙げられている。

2 教員の資質能力の向上に関する本県の取組

学校教育の水準は、子供たちとの人格的な触れ合いを通じて子供たちの学びを直接支援する教員の指導の在り方によるところが極めて大きい。優れた教育課程や教育方法が子供たちの学びに結び付くためには、教員がそれらの内容を理解し、自らの指導において有効に実践できることが必要である。したがって、学校教育の充実を図る上で、教員の資質能力の向上は最も重要な課題である。

教育行政においては、教員の給与の優遇措置や教員採用選考の見直し、広域人事の推進等により、優秀な人材の確保と全県的な配置に努めているが、何よりも、教員自身が、教員としての高い使命感と教育への強い情熱を持ちながら、絶えず研修に努め、自らの資質能力を向上させることで、高度専門職として社会から高い信頼を得ることができるのであり、学校教育はそのような教員の努力に支えら

れている。

このような認識の下、本県では、子供たちの健やかな成長のために、より一層自らの資質能力の向上を図ろうとする教員の意欲と努力を支援するために必要と考えられる取組の充実について取りまとめた「宮城県教員研修マスタープラン～学び続ける教員のために～」(以下「マスタープラン」という。)を平成20年3月に策定した。

マスタープランは、本県の教員に求められる「7つの資質能力」ごとに「4つの教職経験段階」において必要とされる具体的な要素を示し、求められる資質能力に応じて、本県の総合教育センター等が実施する研修を教職経験段階に体系的に位置付けているものであり、これまで、マスタープランを教員研修の指針として活用し、教員の資質能力の向上を図ってきた。

また、本県では、平成30年度の教員採用選考から、新たに「地域採用枠」・「特別支援学校枠」・「小学校英語採用枠」を設けたほか、教科「情報」の教員を初めて採用するなど、今日的な教育課題に対応できる人材を採用するために選考方法を大きく見直し、採用段階での優れた人材の確保を図っている。

3 教員の資質能力の向上に関する国の動向

国は、これまで中央教育審議会答申等により教員に求められる資質能力を示してきており、マスタープランもそれまでの国の動向を踏まえて策定している。

マスタープラン策定後も、国は、これからの時代の教員に求められる資質能力について、中央教育審議会答申として次のとおり示している。

○ 平成24年8月の中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」

- ・ 教育委員会と大学との連携・協働による教職生活の全体を通じた一体的な改革、新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員を支援する仕組みの構築（「学び続ける教員像」の確立）が必要である。

○ 平成27年12月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」

- ・ これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に

収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である。

- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善，道徳教育の充実，小学校における外国語教育の早期化・教科化，ICTの活用，発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応など新たな課題に対応できる力量を高めることが必要である。
- ・ 「チーム学校」の考えの下，多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し，組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成が必要である。

4 教員の資質能力の向上への課題

これまでの本県の取組や国の動向を踏まえつつ，学校教育の水準向上のためには，東日本大震災により被害を受けたことによる社会環境の変化をはじめとして，少子高齢化，グローバル化，情報化や子供たちの生活環境の変化など，現代の激しい社会変化に応じた教育内容や教育方法の改善を踏まえた指導力の向上が重要である。特に，本県においては，いじめや不登校への対応が重要な課題となっていることを踏まえた教員の指導力・対応力の向上が求められる。

また，平成29年3月に改訂された学習指導要領の趣旨を実現するための指導力の充実を図る必要があるほか，「志教育」の推進や「学力向上に向けた5つの提言」の実践による「分かる授業づくり」など，本県独自の取組に応じた教員の資質能力の向上が求められる。

さらに，特別支援教育については，全ての学校において，特別な支援を必要とする子供たちの教育的ニーズにきめ細かく対応することが求められている。今後，共に学ぶ教育環境づくりやインクルーシブ教育システムの構築を推進していく上で，全ての教員が特別支援教育についての専門性を高めることが求められる。

なお，学校運営の在り方についても，学校の自主性・自律性の強化が進められるとともに，各学校の実情に応じた特色ある教育を行うことが重要となっており，学校の組織運営・マネジメントや企画力の向上，学校全体の教育力を高めるための校務分掌の機能強化が重要となっている。特に，学校が教育課程の改善等を実現し，複雑化・多様化した課題を解決していくためには，学校の組織としての在り方や，学校の組織文化に基づく業務の在り方などを見直し，「チームとしての学校」を作り上げていくことが重要である。